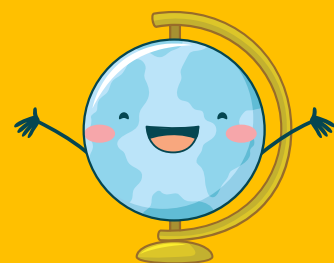
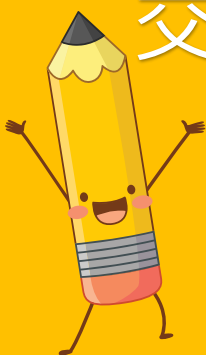


令和6年度ヤングケアラー 交流活動創出モデル事業補助金



補助金：1団体につき **50万円以内**（採択予定：2団体）

- 家族のケアや家事などを日常的に担う子ども（ヤングケアラー）が交流活動を通して、日頃の悩みや思いを他者と共有でき、気軽に相談できる場づくりを推進するため、地域で子どもの支援活動に取り組んでいただける団体を募集します。

募集期間

令和6年4月1日（月）～5月15日（水）

応募方法

「ヤングケアラー交流活動モデル事業補助金申込書」に必要書類を添付して、下記まで提出してください。

選考方法

愛媛県が愛媛県社会福祉協議会に別途委託して設置する「えひめ子ども支援ネットワーク会議」において総合的に審査し、県が決定します。

【選考時期】令和6年6月上旬

— お問い合わせ・提出先 —

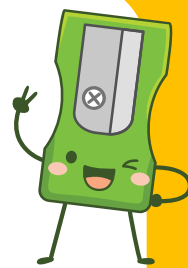
愛媛県子育て支援課

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

電話：089-912-2414（児童・女性支援施設係）

Mail：kosodate@pref.ehime.lg.jp

対象事業



- (1)茶話会やオンラインサロンでの交流支援
- (2)居場所づくり支援（学習支援、こども食堂等）
- (3)創作活動やデイキャンプ等の体験活動を通じた交流支援
- (4)その他孤独・孤立の解消に資する支援

※国や地方公共団体その他民間の助成機関からの補助を受けて実施する事業は対象となりません。上記の事業を複数組み合わせることも可。

事業実施期間

補助金の交付決定を受けた日から令和7年3月31日(月)まで

補助対象団体

- 主たる事務所の所在地及び活動区域が愛媛県内であること
- 活動区域の市町要保護児童対策地域協議会と連携して活動ができること
- 活動目的が団体等の規約その他の規程に明確に示されていること
- 補助した年度に限らず自立して継続した活動ができること
- 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者が活動に関与していないこと
- 会計管理が適切に行われること
- 団体等の主たる目的が、次のいずれにも該当しないこと
 - ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること
 - ②政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること
 - ③特定の政党や候補者等を推薦し、支持し、又はこれに反対すること
- 事故リスクのある活動においては、参加者及びスタッフの保険に加入すること
- 食事を提供する活動においては、保健所が実施している食品衛生管理に関する講習又は研修を受講すること

補助対象経費

賃金、報償費、旅費	短期スタッフや講師等への謝礼及び旅費など	需用費	消耗品費、印刷製本費、書籍、単価5万円未満の物品など
役務費	通信運搬費(郵送料・電話代)、ボランティア保険料など	委託料	イベント等の会場設営、Web配信サポートなど
使用料及び賃借料	会場使用料、レンタル料、リース料など		※事務所運営に係る職員人件費や賃料、水道光熱費等は対象となりません。

様式ダウンロード（愛媛県ホームページ）

<https://www.pref.ehime.jp/page/66603.html>

愛媛県 ヤングケアラー交流 補助金

